

IFRSをめぐる動向 第61回 持分法の会計処理(その他の純資産変動)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、持分法の会計処理について、2012年11月にIASBが公表した公開草案「持分法:その他の純資産変動に対する持分(IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正)」のその後の検討状況について取り上げます。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。また、IFRSの引用文における下線はすべて筆者によるものです。

2. 背景

(1)IFRSにおける持分法

IFRSでは、持分法を次のように定義しています(IAS第28項第3項)。

投資を最初に取得原価で認識し、それ以後、投資先の純資産に対する投資者の持分の取得後の変動に応じて 修正する会計処理方法

(2) 問題の所在

2007年改訂前のIAS第28号では、上記の投資先(関連会社または共同支配企業)の純資産に対する持分の変動に応じた会計処理を以下のように定めていました。

持分法では、…(略)…投資先の純損益に対する投資者の持分は、投資者の純損益に認識される。投資先から受け取った分配は、当該投資の帳簿価額の減額とする。投資先の 純損益に認識されていない投資先の資本の変動から生じた、投資先に対する投資者の比例的持分の変動…(略)…は、投資者の 資本に直接認識される。(旧IAS第28号第11項)

しかし、2007年9月のIAS第1号「財務諸表の表示」の改訂で包括利益概念が導入されたことに伴い、IAS第28号も修正され、下線部分が「その他の包括利益」に置換えられました。

持分法では、…(略)…投資先の その他の包括利益の変動から生じた、投資先に対する投資者の比例的持分の変動…(略)…は、投資者の その他の包括利益に認識される (IAS第1号「財務諸表の表示」参照)。(IAS第28号第10項)

この結果、投資先の純資産の変動のうち、純利益にもその他の包括利益にも含まれず、受け取った分配でもないもの（公開草案では、これを「その他の純資産変動」と呼んでいます。）について、投資者による持分法の会計処理が不明確な状態になっているという懸念が生じました（表1参照）。

（表1）

投資先の純資産の変動要因	投資者による持分法の会計処理
①投資先の純利益	投資者の純利益に認識
②投資先からの分配	投資の帳簿価額の減額
③投資先のその他の包括利益	投資者のその他の包括利益に認識
④その他（上記①，②，③以外）	？

例えば、次のような取引が、投資先におけるその他の純資産変動に該当します。

- ・関連会社による第三者割当増資
- ・関連会社による自社株の買戻し
- ・関連会社から従業員へのストック・オプションの付与

（3）公開草案の提案

IASBは、その他の純資産変動に係る持分法の会計処理への懸念に対処するため、2012年11月に公開草案を公表し、以下の提案を行いました。

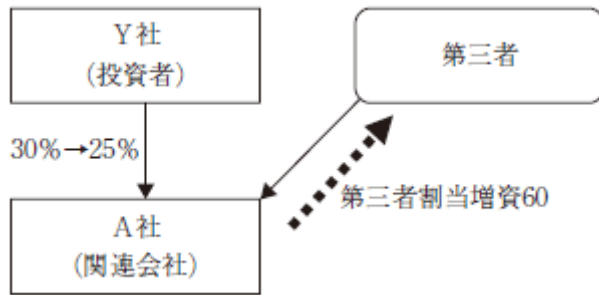
- ・その他の純資産変動に対する持分を投資者の 資本に認識する。
- ・持分法の適用を中止する際に、過去に資本に認識したその他の純資産変動の累計額を 純利益に組み替える。

この提案について以下で設例を用いて説明します。この設例は、2014年2月のIASB会議で使用されたスタッフペーパーにおける設例を基に作成しています。

【設例】関連会社による第三者割当増資

<前提>

- ・Y社（投資者）は、A社の株式を30株（30%）保有し、関連会社としている（A社株式の帳簿価額は30）。
- ・X1年12月31日、A社は、第三者割当増資を行った（普通株20株を第三者に60で発行）。



- ・Y社の持分比率は 30%から 25%に低下したが、A社の純資産は 100 から 160 に増加した。
- ・増資前後のA社の純資産は以下のとおりである。

	増資前	増資後
資本金	80	140
利益剰余金	20	20
	100	160

- ・X2年12月31日、Y社は、A社株式すべてを 50 で売却し、持分法の適用を中止した。

<Y社の会計処理>

- ・A社の第三者割当増資に伴い、Y社は、持分法の適用により、A社株式の帳簿価額の増加として 10(※)を認識する。この場合、公開草案の提案に基づき、貸方は資本を用いる。

(X1年12月31日)

(借)	A社株式	10	(貸)	資本	10
-----	------	----	-----	----	----

※以下の正味の増加となる。

⇒増資によるY社の持分比率の低下に伴う、A社の純資産(増資前)に対するY社の持分の希薄化△5
(=100×(30%−25%))

⇒増資によるA社の純資産の増加に伴う、Y社の持分の増加 15(=60×25%)

- ・持分法の適用を中止する際には、資本に認識されていた額を純利益に組み替える(なお、売却時のA社株式の帳簿価額は 40(=30+10)であった)。

(X2年12月31日)

(借)	資本	10	(貸)	戻入益	10
-----	----	----	-----	-----	----

(借)	現金	50	(貸)	A社株式	40
				売却益	10

この公開草案の提案は、主に以下の理由によるものとされています。

- ・2007年改訂前の規定に戻すものであり、実務の不統一に対処するための迅速かつ実質的な解決策である。
- ・投資先のその他の純資産変動は、投資先の資本取引から生じるものであり、投資先の業績を示すものではない。
- ・提案の処理は、持分法は一行連結であるという見方と整合する。

3. 公開草案へのフィードバックと再審議の状況

(1) 公開草案へのフィードバック

公開草案には、計78通のコメントレターが寄せられました。多くの回答者が、IASBの提案に反対していましたが、2013年10月のIASB会議のスタッフペーパーで示された分析によれば、反対する理由は回答者によってさまざまであり、支配的な意見はなかったとされています。

回答者から挙げられた懸念には主に以下のようなものがありました。

- ・関連会社は、定義上、連結グループには含まれず、関連会社のその他の純資産の変動は「所有者との取引」ではないため、当該変動を投資者の資本に認識すべきでない。
- ・持分法は、常に連結手続を適用するというものではなく、一行連結と扱うべきでない。
- ・投資者の持分の間接的な増減(みなし取引)と投資の売買(直接取引)は経済的に類似しており、整合的な会計処理とすべきである。

(2) 4つの代替案の検討と仮決定

コメントを踏まえ、公開草案の内容を見直すかどうかについて、2013年7月にIFRS解釈指針委員会、2013年10月、12月、2014年2月にIASBにおいて審議が行われました。ただし、代替案の検討は行われたものの、IASBは、それらを棄却し、公開草案の提案をベースに最終化を進めることを仮決定しました。

審議の過程では、投資先のその他の純資産変動の認識について、以下の案が検討されました。

案1	投資者の所有持分が増加する場合、純利益に認識し、所有持分が増加する場合、原価で認識する(IFRS 解釈指針委員会の提案)
案2	投資者の純利益に認識する

案3	投資者のその他の包括利益に認識する
案4	投資者の資本に認識する(公開草案の提案)

案1は、IFRS 解釈指針委員会が以前から推奨していた案です。その他の純資産変動は、投資者の投資の業績を表すものであり、また、投資の直接の取得又は処分と経済的に同様であるので、他と同様に会計処理すべきであるとの考えに基づいています。

しかし、以下の点が懸念され、IASBにより再度、棄却されました。

- ・一部の取引(投資先における株式報酬取引などの自社株のコール・オプション取引)を提案の範囲から除外していること
- ・投資者の所有持分の増加と減少で非対称な扱いとなること

案2や案3も、持分法に関する根本的な議論なしに新たな会計処理(純利益やその他の包括利益に認識)を求めることは、より混乱を招く可能性があるとして、棄却されました。

結果として、IASBは、コメントを寄せた関係者のうち約4分の3が反対していたとされる公開草案の提案(案4)を、実務上の不統一に対処するための実務的かつ短期的な解決策であるとし、2013年12月に採用を仮決定しました。

2014年2月には、この仮決定により意図せざる結果が生じないかどうかについての分析が複数の設例とともに提示され、IASBの一部のメンバーの強い反対はあったものの、審議の結果、2013年12月の仮決定どおりに最終化を進めることが確認されました。

(3) 関連会社における株式報酬取引等の追加検討

その他の純資産変動に係る会計処理の検討過程において、取扱いが難しいとされた取引として、投資先における株式報酬取引などの自社株のコール・オプション取引があります。例えば、関連会社が従業員に対してストック・オプションを付与する場合、関連会社では以下の仕訳が計上され、関連会社の純資産が、純利益やその他の包括利益以外の要因で変動することになります。

(借)	株式報酬費用	10	(貸)	新株予約権	10
-----	--------	----	-----	-------	----

この場合の投資者側の会計処理としては、公開草案では、関連会社における純資産の変動があれば、それらをすべて投資者の持分法の会計処理に反映する(すなわち、関連会社の資本に貸方計上された額に対する持分は、常に、投資者の資本に認識する)という考え方がとられていました。

しかし、IASBは、2014年2月にこの論点の検討を行い、以下の取扱いとすることを仮決定しました。

・関連会社の純資産の変動のうち、投資者に帰属しないものがあれば，投資者は，当該変動に対する持分を認識してはならない。

・投資者は，関連会社の純資産に対する投資者自身の持分の変動のみを認識する。

公開草案に対する一部の回答者からも，以下の理由から，同様のコメントがなされており，上記の取扱いは，そうしたコメントに対処するものであるとしています。

・コール・オプションの第三者への発行による純資産の増加は，投資者に帰属しない。

・IAS 第 28 号第 12 項(投資者の投資先に対する所有持分は，既存の所有持分のみに基づいて決定すべき)に基づけば，権利行使時にコール・オプションによる希薄化の影響を認識することが適切である。

今回仮決定された取扱いについて設例を用いて説明します。この設例も，2014 年2月の IASB 会議で使用されたスタッフペーパーにおける設例を基に作成しています。

【設例】関連会社が従業員に付与したストック・オプション

<前提>

・Y社(投資者)は，A社の株式を 30 株(30%)保有し，関連会社としている(X0 年 12 月末時点の帳簿価額は 30)。

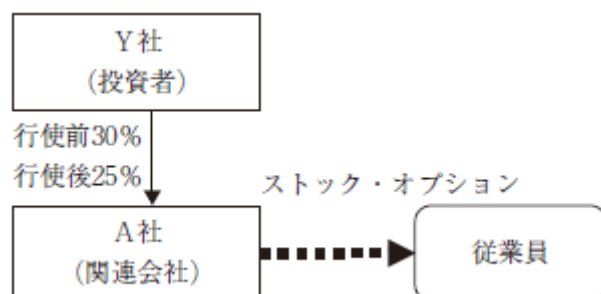
・X1 年1月1日，A社は，従業員にストック・オプション 20 個を付与した(公正価値(評価単価)を 1と見積っている)。

・ストック・オプションは，2年間の勤務で権利が確定し，確定後直ちに行使しなければならない。なお，権利確定の見込みは 100%と仮定する。

・権利行使前は，従業員はA社の純資産の比例持分への清算時の権利を有しない。

・権利行使時に，従業員は，1株当たり2を払い込む必要がある。

・X2 年 12 月 31 日，100%権利確定し，すべて行使された。



<A社の会計処理>

・A社は、権利確定期間中、ストック・オプションの対価として受け取ったサービスについて、次の金額を認識する。

(X1年12月31日)

(借)	株式報酬費用	10	(貸)	新株予約権	10
-----	--------	----	-----	-------	----

$20 \text{ 個} \times 100\% \times \text{評価単価} 1 \times 1 \text{ 年} / 2 \text{ 年}$

(X2年12月31日)

(借)	株式報酬費用	10	(貸)	新株予約権	10
-----	--------	----	-----	-------	----

$(20 \text{ 個} \times 100\% \times \text{評価単価} 1 \times 2 \text{ 年} / 2 \text{ 年}) - 10$

- ・従業員からの権利行使により、A社は普通株 20 株を発行する。
- ・A社は、権利行使に伴う払込金額 40 (20 株 × 行使価格 2) と行使された新株予約権の金額 20 の合計額 60 を資本金に計上する。
- ・Y社によるA社に対する保有持分は、従業員に対する普通株発行により、30%から 25%に低下する。
- ・X0年12月末、X1年12月末、X2年12月末のA社の財政状態は以下のとおりである。

	X0年 12月末	X1年 12月末	X2年 12月末
資本金	80	80	140
利益剰余金	20	20	20
新株予約権	—	10	—
計	100	110	160

<Y社の会計処理>

- ・関連会社における従業員へのストック・オプションの付与による純資産の変動は、従業員(オプション保有者)に帰属し、Y社に帰属しない。
- ・したがって、前述の考え方に基づき、Y社は、権利行使があるまで当該変動について会計処理を行わない。

(X1 年 12 月 31 日)

仕訳なし

・従業員による権利行使後、Y社は、持分法の適用により、A社株式の帳簿価額の増加として10(※)を認識する。

(X2 年 12 月 31 日)

(借)	A社株式	10	(貸)	資本	10
-----	------	----	-----	----	----

※以下の正味の増加となる。

⇒権利行使によるY社の持分比率の低下に伴う、A社の純資産に対するY社の持分の希薄化 $\Delta 5$ (=権利行使前の純資産(新株予約権を除く) $100 \times (30\% - 25\%)$)

⇒権利行使によるA社の純資産の増加(払込金額と新株予約権の資本金計上)に伴う、Y社の持分の増加 $15 (= 60 \times 25\%)$

4. おわりに

今回の修正に関する最終基準は、IASB の作業計画(2014 年2月 25 日時点)上、2014 年第2 四半期の公表が予定されています。

IASB は、今回の修正をあくまで短期的な解決策と位置付けており、持分法の根本的な再検討は行っていません。一方で、公開草案の提案に対する一部の IASB メンバーの代替的見解や関係者から寄せられた回答の中には、例えば、持分法の性質を一行連結とみるか、測定の一手法とみるかなど、持分法の根幹にかかわる問題提起もなされています(なお、今回の短期的な解決策における会計処理は、一行連結の考え方に近い会計処理と考えられます)。

持分法については、IASB の 2011 年のアジェンダ協議においても、多くの関係者から持分法の会計処理は概念的な基盤を欠き、適用上の多様性を生み出しているため再検討が必要といった意見が寄せられていました。IASB は、この論点をリサーチプロジェクトとして設定しており、持分法の根本的な再検討については、上記のような論点も含め、このリサーチプロジェクトの中で今後検討が行われていくことになると考えられます。